

2026(令和8)年6月4日

株式会社egg 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444

E-mail nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本 誠司



申入書兼お問合せ

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

今般、当会对し、貴社による分電盤交換工事サービス（以下「本件サービス」といいます。）についての情報提供が寄せられました。

本件サービスの契約条項につきまして、下記のとおり申入れいたします。また、本件サービスの勧誘内容等につきお尋ねしたい点がございますので、併せて本書にて照会させていただきます。

つきましては、ご回答を2026年6月25日までに書面にて当会まで送付いただけますようお願い致します。

なお、本申入書及び貴社からのご回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

本件サービスにおいて、クーリング・オフ期間経過後の注文者都合による契約解除の場合に、工事請負代金の50%を注文者が請負者に対して支払う旨の契約条項を使用しないことを求めます。

第2 申入れの理由

消費者契約法第9条第1号は、契約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金を定める条項（いわゆる解約料条項）につき、当該消費者契約の解除に伴い当該事業者

に生ずべき「平均的な損害の額」を超える部分について、無効とする旨を定めております。

「平均的な損害の額」とは、同一事業者が締結する多数の同種契約事案について典型的に考察した場合に算定される平均的な損害の額という趣旨であり、具体的には、解除の事由、時期等により同一の区分に分類される複数の同種の契約の解除に伴い、当該事業者が生ずべき損害の額の平均値を意味するものです。

本件サービスの契約条項には、クーリング・オフ期間経過後の注文者都合による契約解除の場合に、工事請負代金の50%を注文者が請負者に対して支払う旨の契約条項が含まれております。しかし、工事の着手・完成の有無や進捗状況に関わらず工事請負代金の50%という定めは、特に工事未着手の場合には、分電盤本体を提供することではなく、分電盤はどの家にも設置されており販売先の代替性が高い工事であることから特段の埋没費用も想定できず、合理的な根拠を欠くと考えられます。

したがって、クーリング・オフ期間経過後の注文者都合による契約解除の場合に、工事請負代金の50%を注文者が請負者に対して支払う旨の契約条項は消費者契約法第9条第1号に違反し無効となり得るものであり、使用をしないことを求めます。

第3 本件サービスの勧誘内容等に関する問合せ

1 分電盤交換の劣化による漏電、火災発生リスクの評価基準等について

特定商取引法第6条1項7号は、役務提供契約に関する事項であって、役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならないと規定しております。

情報提供によれば、貴社による本件サービスの勧誘に際して、分電盤の劣化により漏電、火災のリスクがあるため分電盤交換の必要がある旨を告げられたことにより、本件サービス契約の締結をしたという情報が存在しております。

分電盤については、4年に1度、電力会社による法定点検が義務付けられており、仮に分電盤の劣化により漏電や火災のリスクが存在する場合は、法定点検において判明することが通常であると考えられます。

そこで、貴社において、分電盤の劣化により具体的に漏電や火災のリスクが生じているか否か、及び漏電や火災のリスクが生じている場合はそのリスクの程度について、どのように評価し、相手方に告知しているかについて、評価基準及び告知内容についてご回答ください。

2 訪問目的の告知内容について

情報提供によれば、貴社が電力会社から委託を受けた事業者である、あるいは貴社による点検が法定点検である、といった誤認をしていたとの情報が存在しております。

貴社において、本件サービスの勧誘に先立って、いかなる訪問目的を告知してい

るか、ご回答ください。

なお、特定商取引法3条では、訪問販売について勧誘に先立って、勧誘の相手方に対し、役務提供事業者の氏名又は名称、役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならないとされております。

以上、よろしくお願いいたします。

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444